

## 榊原財産区

平成21年3月9日付け津市監査委員告示第2号公表分

監査の結果	財産区の財務及び事務の執行は、地方自治法上、その財産の管理及び処分又は廃止に関することに限定されるとともに、財産区のある市町村との一体性を損なうものであってはならないが、同財産区の執行状況を見ると、その財産の維持管理に直接関係のない補助金の交付、財産区議会の参与等独自の職制を設け報酬等を支出しており、これらのことは、同法の趣旨に照らし、妥当を欠くおそれが懸念される。そこで、同財産区の手務を分掌する久居総合支所（総務課）は、同法第294条及び第296条の5の趣旨を踏まえ、その財務及び事務の執行の妥当性を検証の上、必要に応じて、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	財産区の財産の維持管理に直接関係のない補助金及び参与等独自の職制については、平成22年度をもって廃止した。